



Citizens' Alliance for Saving the Atmosphere and the Earth

COP20・CMP10 CASA 声明

2015年合意に向けて交渉の促進を！

2014年12月14日（ペルー・リマにて）

地球環境市民会議（CASA）

12月1日から開催されていた気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）と京都議定書第10回締約国会合（CMP10）は、12月14日未明（リマ時間）、COP20とCMP10の決定を採択して終了した。

COP20決定は、国別目標案については、提出時期についてはCOP19での決定どおり「COP21に十分に先駆けて、出来る国は2015年3月末までに」とされている。国別目標案についての情報については、排出削減について各国が提出する情報は決定に書き込まれたが、緩和や資金については抜け落ちてしまっている。国別目標案の事前評価については、2015年10月1日までに提出された国別目標案を条約事務局がウェブサイトで公開し、提出された各国の目標案を統合した報告書を準備することになった。2020年以降の新たな枠組みの要素については、交渉途中の草案が決定の別表として添付されることになった。

多くの対立を超えてCOP決定を採択したこと、2015年合意の要素についての交渉テキスト案が作成されたこと、緑の気候基金（GCF）に100億ドルを超える資金供与が約束されたことは評価できる。しかし、多くの問題が先送りされてしまい、国別目標案の事前評価のプロセスが弱められ、NGOなどが事前評価に参加するプロセスも無くなってしまった。2020年までの取り組みの引き上げについても目立った成果は得られなかった。

COP20に先立ち、アメリカと中国が新たな目標を発表し、EUも2030年40%削減目標を発表したにもかかわらず、COPの場で新たな目標や目標の提出を約束する動きはなかった。COP20は、来年のCOP21での2015年合意への道をつなげることはできたが、パリのCOP21で合意を成立させるためには、交渉を加速させなければならない。

日本政府は、国別目標案の提出時期についても、そのレベルについても言及できなかった。日本が現在の排出量では世界第5位、過去からの累積排出量でも世界で6番目であることを考えれば、その責任は極めて重い。日本政府は、来年3月末までに、野心的で、公正で衡平な国別目標案を提出しなければならない。日本政府は、京都議定書の第2約束期間の削減目標を拒否し、昨年11月にはCOP19の最中に2020年3.1%（90年比）増加目標を発表するなど交渉の進展を妨害してきた。これ以上、交渉を妨害することは許されない。

IPCC第5次報告書（AR5）は、地球の平均気温の上昇を工業化前に比べて2℃未満に抑制するためには、温室効果ガスを今後数十年にわたり大幅に削減する必要があり、2030年まで削減努力を遅延させると、2℃未満への選択肢の幅は狭まるとしている。交渉の停滞は許されない。

特定非営利活動法人 地球環境市民会議

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10-470

電話 06-6910-6301 FAX 06-6910-6302

電子メール office@casa.bnet.jp